

大阪府消費者保護条例の改正に当たり、  
盛り込むべき基本的事項について

答 申

平成 17 年 1 月 25 日

大阪府消費者保護審議会

## 目 次

I	はじめに	1
II	条例改正に向けた提言	2
1	基本理念について	2
2	府・事業者等の責務及び消費者等の役割について	4
3	自主行動基準の策定等について	6
4	不当な取引行為の禁止について	8
5	不当な取引行為に関する規定の実効性確保について	10
6	その他条例全般に係る事項について	11
	【別紙】 不当な取引行為の改正に関する具体的類型	15

### 参考資料

- 大阪府消費者保護審議会 検討経過
- 大阪府消費者保護審議会 委員名簿
- 大阪府消費者保護審議会条例改正検討部会 委員名簿
- 大阪府消費者保護審議会条例改正検討部会の運営方針
- 大阪府消費者保護審議会における審議について（諮問）（写し）

# I はじめに

大阪府消費者保護審議会は、平成 16 年 8 月 31 日、知事から「大阪府消費者保護条例の改正に当たり、盛り込むべき基本的事項について」諮問を受けた。

諮問趣旨は、規制緩和の進展や少子・高齢化、情報化、サービス化の進展など急激な社会経済環境の変化や、契約に係る苦情・相談が大幅に増加するなど消費者問題の複雑化・深刻化、さらに消費者保護基本法が 36 年ぶりに消費者基本法として改正されるなど、最近の消費者を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、近年の社会経済情勢の変化に適合した条例の見直しを検討することであった。

当審議会においては、条例改正について活発に意見が出されたが、できるだけ早期に条例を改正できるように、集中して審議をすることとし、条例改正検討部会の設置を決定した。

同部会は、今回の条例改正に当たっては、「条例の基本理念」、「府・事業者等の責務及び消費者等の役割」、「自主行動基準の策定等」、「不当な取引行為の禁止」及び「不当な取引行為に関する規定の実効性確保」が重要な検討事項であると考え、これらを中心に議論をしたため、提言に当たっては、これらの項目に沿って条例に盛り込むべき基本的事項について記述することとする。また、他に議論を行った項目については、「その他条例全般に係る事項について」としてまとめた。

なお、部会審議に当たっては、消費者団体、相談員、市町村、事業者団体、府政モニターから幅広く意見を募り、審議に反映できるよう努めてきた。さらに、11 月 16 日に中間報告を公表し、12 月 15 日までの 1 ヶ月間パブリックコメントを実施したところ、54 の団体・個人から 189 件の意見をいただいた。

当審議会は、同部会の検討結果を踏まえて、条例改正についての意見をとりまとめ、答申するものである。

## Ⅱ 条例改正に向けた提言

### 1 基本理念について

#### (1) 消費者の権利について

現行条例は、前文で「次に掲げる消費者の権利を確立する」として、5つの消費者の権利を確立することを規定している。一方、消費者基本法は、第2条（基本理念）で、「国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重する」としている。

消費者の権利について、規範性を高めるために、本文に規定するとともに、消費者基本法の基本理念との整合性を図って権利規定を整備する必要がある。また、近年、個人情報の漏出が多く消費生活上のトラブルの原因となっている状況にかんがみ、新たに、消費生活において消費者の個人情報侵害されない権利を盛り込むことが望ましい。

具体的には、消費者の権利として、消費者基本法に健全な消費生活をおくる上での前提として記載されている、

- ・消費生活における基本的な需要が満たされる権利
- ・健全な生活環境が確保される権利

に加え、

- ・商品及び役務等によって生命、身体及び財産を侵されない権利
- ・商品及び役務等について自主的かつ合理的な選択の機会が提供される権利
- ・消費生活を営むために必要な正しい知識及び情報が提供される権利
- ・消費生活において必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育を受ける機会が提供される権利
- ・消費生活に関する意見を表明し、その意見が府の施策に反映される権利

- ・商品及び役務等を通して不当に受けた被害から公正かつ速やかに救済される権利
- ・不当な取引条件及び取引方法を強制されない権利
- ・消費生活において消費者の個人情報侵害されない権利

を規定することが望ましい。

## (2) 前文及び目的について

条例制定の背景として、消費者と事業者の間に情報の質及び量、交渉力、資金力等の格差が存在すること及び規制緩和の進展やグローバル化・情報化・サービス化の進展など社会経済情勢の変化によって消費者問題が複雑化・多様化しているとの現状認識に加え、大消費地であるとともに、新しい商品・サービスを全国に供給する基地として大阪の特色に触れることが望まれる。

また、悪質な事業者を排除し、事業者と消費者との良好な信頼関係を確立すること及び事業者・消費者の双方が環境への負荷が少なく持続可能な社会の実現に努める旨を盛り込むことが求められる。

条例の目的としては、消費者の権利を保護・確立し、その自立を支援することを基本として、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって府民の消費生活の安定及び向上に資する旨を盛り込むことが望まれる。

## 2 府・事業者等の責務及び消費者等の役割について

### (1) 府等の責務について

消費者基本法において、新しく都道府県の責務あるいは役割として位置づけられた苦情の処理のあっせん等及び苦情審査会の仕組みについては、現行条例に規定されているが、なお活性化や透明性の確保など施策の充実に努められたい。また、新たに、地方公共団体の責務として位置づけられた啓発活動及び教育の推進については、現行条例第 27 条（情報の提供）に消費者教育を充実する旨を追加することが望ましい。総則部分に規定する府の責務としては、府域の社会的、経済的状況に応じた消費者施策を総合的、体系的に推進することを基本的な考え方として盛り込むことが望ましい。

府域における消費者施策の推進において中心的な役割を果たす大阪府消費生活センターについては、その機能等について府民への周知に努めるとともに、市町村との役割分担の明確化に努めるべきである。

なお、府と市町村は、対等な地方自治体であり、現行条例の市町村の責務に関する規定は削除すべきである。

### (2) 事業者等の責務について

- ① 事業者の責務については、消費者基本法に規定されている「消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること、消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること、消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること、消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること、環境の保全に配慮すること、品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保すること」を盛り込むことが必要である。なお、これらに加えて、消費者に対して情報提供する手段として、広告その他の表示を、また、消費者との取引において配慮すべき事項として、年齢、判断能力、契約の目的を例示として挙げることを望ましい。

また、府及び市町村が実施する苦情の処理に協力すること、消費者の個人情報

を適切に収集・管理し、消費者からの申出に誠実に対応するなど、消費者の個人情報情報を適正に取り扱うべきことを盛り込む必要がある。

- ② 事業者団体の責務として、消費者基本法に規定されている「事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めること」を盛り込む必要がある。また、事業者団体は、府及び市町村が実施する消費者施策に協力すべきことを盛り込むことが望ましい。

### (3) 消費者等の役割について

- ① 消費者の役割として、消費者基本法に規定されている「自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動する」こと及び「環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮する」ことを盛り込むべきである。また、消費者は、事業者と連携して健全な消費社会の形成に積極的な役割を果たすとの趣旨を盛り込むことが望ましい。
- ② 消費者団体の役割として、消費者基本法に規定されている「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努める」ことを盛り込むべきである。また、消費者の視点に立った市場の監視者としての役割など、消費者の権利の実現を支援することを、消費者団体の役割として盛り込むことが考えられる。

### 3 自主行動基準の策定等について

#### (1) 自主行動基準の策定について

- ① 現行条例第8条（協定又は規約）は、事業者が遵守すべき表示又は包装の基準についての協定又は規約について定めているが、事業者と消費者が信頼関係を築き公正な市場ルールを確立するためには、広告・表示等の情報開示・提供、勧誘方針、契約条項、製品の安全など消費者対応に関する広範な項目を含んだ自主行動基準を策定し運用することが求められる。また、府に対しては、消費者志向の高い自主行動基準について、届出制度を通じて公示するなど、自主行動基準の策定・運用に向けた環境づくりに努めることが求められる。

そのため、現行条例第8条の規定については、事業者及び事業者団体の基準策定の努力義務及び知事への届出、知事の公示という枠組みを生かしながら、対象を表示又は包装の基準から、自主行動基準へと拡大し、新たに設ける自主行動基準についての節に位置づけることが適当と考える。また、事業者及び事業者団体が、知事に届け出た自主行動基準を遵守しない場合には、当該自主行動基準の遵守を勧告できるようにするなど実効性を確保していくことが望ましい。

- ② どのような自主行動基準を策定・運用するかについては、基本的に、事業者及び事業者団体がその業種や取引形態などを勘案して自主的に判断すべきものであるが、自主行動基準の策定・運用は、事業者の行動を一層消費者志向の高いものとするを通じ消費者利益の増進に重要な役割を果たす手法のひとつであることから、府が、事業者及び事業者団体の自主行動基準策定の取組に協力する旨を規定することが望ましい。

#### (2) 表示等の適正化について

- ① 現行条例第8条（協定又は規約）及び第9条（府の基準）について

現行条例第8条の表示又は包装の基準についての協定又は規約は、第8条を発展させる形で新たに設ける自主行動基準の策定に包含されるが、現行条例第9条の表示及び包装についての府の基準に関する規定は、なお存在意義を失っていない



いと考えられるため、規定は存続されるべきである。

② 自動販売機について

現行条例制定当時、自動販売機に関する苦情が多数寄せられていたために設けられた規定であるが、現在では、業界団体において府の基準を包含する自主基準を定められており、ほぼ完全に履行されている状況であるので、規定を存続させる必要性はなくなったと考えられる。

(3) 補修用性能部品の保有について

基本的に全国統一して定められるべきものであり、国の通達に従って、業界団体において自主基準を定められているので、府条例において規定を存続させる意義は薄まったと考えられるため、当該規定は削除するべきである。

## 4 不当な取引行為の禁止について

### (1) 条例で定めるべき不当な取引行為の類型について

クレジット業者等が消費者の返済能力を超えた過大な信用を供与することにより、若者や高齢者が被害を被るといふ相談事例が多い状況にかんがみ、購入資金を融資するクレジット業者等に特有な不当な取引行為を規定する必要があると考えられる。

現行条例は、不当な取引行為について、その時点に着目して、契約の成立に至るまでの行為における不当性、契約内容における不当性、契約の成立（当事者間で争いがある場合を含む）以降における不当性の3類型に分け規定しているが、いずれも、消費者と事業者の二者の関係に着目して事業者の不当な行為を禁止するものである。与信行為は、商品及び役務等を販売する事業者と消費者の関係に加えて、クレジット業者等が加わった三者の関係であるので、現行条例第14条の一つの項として、クレジット業者等の行為を対象とする新たな類型を設けることが望ましい。

### (2) 規則で定めるべき不当な取引行為の具体的な類型について

規則で定める不当な取引行為の類型化に当たっては、消費者にとってわかりやすいものであると同時に事業者にもわかりやすいものであることが求められる。また、規定の隙間を狙った不当な取引行為を防止する必要もあり、ある程度、包括的に規定すべきであるが、反面、抽象的、包括的に規定するあまり、適正な事業活動をも規制することのないよう、十分留意すべきである。こうした観点から、部会及び消費者団体等からさまざまな意見があった中で、なお精査を要するが、不当な取引行為の具体的な類型について、概ね別紙のとおりにすることが望ましい。

なお、訪問販売による高齢者被害が多発している現状を踏まえ、不招請勧誘を禁止すべきとの意見が多くあった。本来、不招請勧誘の禁止については、事業活動の自由を侵害することから、直ちに条例で規制することは困難であり、不正競争防止の観点からも、法律において規制のあり方が検討されるべきである。ただし、今般、金融先物取引法に、一般顧客に対する不招請勧誘の禁止規定が設けられたところであり、府においても、高齢者等を保護するために、今後、引き続き、不当な取

引行為の具体的類型のあり方を検討すべきである。

### (3) 合理的な根拠を示す資料の提出について

虚偽・誇大な広告や勧誘による消費者被害が増加している現状にかんがみ、事業者が消費者に対し、不実を告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、特定商取引に関する法律第6条の2等の規定と同様に、合理的な根拠を示す資料の提出を求め、当該資料が提出されないときは当該事業者が不実を告げる行為を行ったとみなす規定を設けるなど、被害の拡大防止に向けた対応を講ずるべきである。

## 5 不当な取引行為に関する規定の実効性確保について

### ○事業者の名称等の情報提供規定について

不当な取引行為による被害の未然防止・拡大防止を図るため、現行条例第17条では、その行為の方法、内容等を情報提供できる規定を設けているが、被害の未然防止・拡大防止のためには、事業者名を情報提供することが極めて有効であるので、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずる恐れがある場合には、行為の方法、内容等に加え、事業者の名称、住所など事業者を特定できる情報を速やかに府民に提供できる規定を盛り込むことが望ましい。なお、手続の公正を図るため、意見の聴取の機会を与える旨の手続規定を設ける必要がある。この手続規定の運用については、迅速な情報提供を図るために、事業者の非協力的な対応により手続に要する期間がいたずらに長くならないよう、要綱等で、期間等の基準を定めるべきである。

また、事業者の不当な取引行為に関する消費者からの苦情の処理の申出が府及び府内市町村に対し相当数あった場合は、その信憑性を担保した上で、その行為の方法、内容、事業者の名称その他の必要な情報を府民に提供すべきである。なお、「相当数」の判断基準については、要綱等においてできるだけ明確に定め、これを公表すべきである。提供に当たっては、前段の情報提供における手続規定との整合性を図るべきである。

## 6 その他条例全般に係る事項について

### (1) 消費生活商品等について

現行条例では、消費者が消費生活において使用し、又は利用する商品及び役務並びにこれらの提供を受ける権利について、「消費生活商品等」という用語が用いられているが、この用語は、主として、消費生活に必要な商品を対象としていると捉えられがちである。近年の経済のサービス化に伴い、消費生活センターに寄せられる苦情・相談は、商品に関するものより役務（サービス）に関するものの方が多くなっており、役務（サービス）並びに商品及び役務の提供を受ける権利が含まれていることをわかりやすくすることが望ましい。なお、役務（サービス）については、日常生活においては「サービス」という用語がよく使われるが、法令においては、「役務」という用語が定着しているため、本条例においても「役務」を使うことが適当と考えられる。よって、本条例においては、「消費生活商品等」に代えて、「商品及び役務等」という用語を使うことが望ましい。

### (2) 危害の防止について

商品及び役務等がその欠陥により、消費者の生命又は身体について重大な危害を発生させ、又は発生させる恐れがある場合において、危害を防止するために緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置がとられる場合を除き、当該事実に係る事業者の氏名等を含めた情報を消費者に提供することができる規定を盛り込むべきである。

### (3) 苦情の処理について

現行条例第 21 条においては、「知事は、…苦情の処理の申出があつたときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。」と規定されているが、消費者基本法第 19 条に「地方公共団体は、…苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。」と規定されたことを受け、「知事は、…苦情の処理の申出があつたときは、苦情の処理のあつせん等により適切かつ迅速に処理されるよう努めなければならない

い。」と規定することが望ましい。

また、苦情審査会については、平成 13 年の当審議会答申「今後の消費者施策のあり方について」を踏まえ、府・市町村いずれかの消費生活センターで解決困難な事案について付託できるようにするなど、付託要件が緩和されたところであるが、さらに活性化を図るため、制度の周知や積極的な情報提供など透明性の確保に努められたい。

#### (4) 消費者教育の充実について

消費者基本法第 17 条に規定されたとおり、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、現行条例第 27 条（情報の提供）の規定に、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する旨を追加して盛り込むことが望ましい。

#### (5) 消費者の申出について

条例の基本理念として、消費者の意見が消費者施策に反映されるべきであり、現行条例第 28 条は、「消費者は、第 2 章（危害の防止、表示等の適正化、不当な取引行為の防止等）の規定による措置が執られていないと認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適切な措置を執るべきことを求めることができる。」と規定しているが、苦情の処理など被害の救済等についても申出ができるよう、その対象を前文及び総則を除く条例全般に拡大することが望ましい。また、消費者からの申出に対しては、府民の消費生活の安定及び向上に資するとして知事が必要と認めるときは、申出の内容並びにその処理の経過及び結果を明らかにする規定を盛り込むことが求められる。

#### (6) 消費者団体との協力等について

消費者の権利の実現や自立支援及び現在、国において法制化が検討されている消費者団体訴訟制度における消費者団体の役割の重要性にかんがみ、府は消費者団体

の育成及びその活動を支援するために必要な協力を努めるよう条例に規定することが望ましい。

#### (7) 国、他の地方公共団体等との協力について

- ① 消費者基本法第 25 条に、国民生活センターの役割が規定されたことを受け、現行条例第 30 条の規定の相互協力の相手として、国及び独立行政法人国民生活センターを追加することが望ましい。また、相互協力の内容について、情報の提供及び調査の実施を例示することが考えられる。
- ② 条例に定める施策の策定及び実施に当たっては、府内市町村との連絡調整を緊密に行う旨の規定を盛り込むことが望ましい。

#### (8) 逐条解説について

改正された条例がどのように解釈・運用されるかを府民にわかりやすく示し、かつ、施策の透明性と消費者行政への信頼をより高めるため、改正された条例の逐条解説を作成すべきである。なお、規則で定める不当な取引行為の具体的な類型については、トラブルの事例を挙げた解説を作成することが望ましい。

#### (9) 消費者施策の総合的な推進について

国においては、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本法において、消費者基本計画を策定することが定められたところである。

一方、府においては、すでに総合的体系的な施策を推進するため、消費生活センターが関係部局と連携して作成している「大阪府消費者施策の概要」において「体系別施策一覧」を毎年とりまとめている。

従って、今後は、こうした消費者施策を真に実効性あるものとするために、条例改正を契機に、消費者問題について、市町村と連携しながら広く府民にその趣旨を周知するとともに、府民からの相談とその処理、情報提供や啓発などの実施結果を明らかにし、施策の評価や今後のあり方について、当審議会を活用するなど広く各

界各層の意見を反映させる仕組みの構築を検討すべきである。

**(10) 条例及び消費者保護審議会の名称について**

現行の条例及び審議会の名称にある「保護」の考え方を継承するとともに、新しい条例の基本理念を踏まえ、条例及び審議会の名称を検討すべきである。



## 【別紙】 不当な取引行為の改正に関する具体的類型

### (1) 条例に新たに設ける「不当与信行為」に関する具体的類型

- ・立替払、債務の保証その他の与信に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信させるような表現を用いて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- ・与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- ・販売業者等（商品又は役務等を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下同じ。）の行為が、本条例及び規則に規定する不当な取引行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- ・与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話をし、又は訪問する等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為

### (2) 現行条例の規定に関する具体的類型

#### ①新たに設けることが望ましい具体的類型

近年の相談事例が多い類型のうち、法令の規定が整備されたことにより不当な取引行為とすべき項目、電子メールや電子商取引の普及などの新たな取引手段への対応が求められる項目を加えることを基本としつつ、できるだけわかりやすく規定することが望ましい。

- ・消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要な事項について、事実と異なる内容の契約書を作成して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- ・消費者が、契約を締結する意思がない旨を表しているにもかかわらず退去せず、

または勧誘場所から退去させないで、執ように説得して契約の締結を勧誘する行為

- ・消費者からの要請がないにもかかわらず又は要請に比べて過大に、貸金業者からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘する行為
- ・当該契約の内容として定められる通常の価格に比し、公序良俗に反する程度に著しく高額な価格を定める内容の契約又は消費者の知識、経験、財産、年齢に照らして不当な内容の契約を締結させる行為
- ・法律の規定が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させる行為
- ・消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
- ・消費者が購入の意思表示をした主たる商品又はサービスと異なるものを記載して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
- ・当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める条項を設けた契約を締結させる行為
- ・債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は瑕疵に係る事業者の補修責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させる行為
- ・第三者によって、クレジットカード、会員証、パスワード等、商品の購入又はサービスの提供を受ける際の資格を証するものが不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させる行為
- ・消費者に対して、必要以上の個人情報情報を明らかにすることを迫って契約を勧誘し、又は契約を締結させる行為

- ・消費者の個人情報又は過去の取引に係わる情報を不適正な方法で入手し、消費者の意に反する契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

## ②見直すことが望ましい具体的類型

最近の法令の規定の整備、電子メールや電子商取引の普及などの新たな取引手段への対応がわかりやすく読み取れるよう見直すことが望ましい。また、高齢者の保護についての配慮も求められる。

- ・第1項ハの「不実を告げて、若しくは事実を告げず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為」について、将来における不確実な事項について断定的判断を提供する場合にも該当するよう見直す。
- ・第1項ニの「消費生活商品等の販売の意図を隠し、若しくは消費生活商品等の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げることにより消費者に接近して…」について、電子メール等による勧誘にも該当するよう見直す。
- ・第1項ホ「消費者の意に反して執ような方法、強引な方法…」に例示を加え、路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、その場で、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引し、不当に消費者を拘束する場合を含むことがわかるよう見直す。
- ・第1項ヘの「健康の不安をことさらあおること等により消費者を心理的に不安な状態に陥れて…」について、健康の不安以外の生活上の不安をあおる場合にも該当するよう見直す。
- ・第1項トの「消費者の知識若しくは判断力の不足に乗ずる方法で…」について、消費者の年齢に配慮せず勧誘する行為にも該当するよう見直す。
- ・第1項リの「消費者を集合させ、主たる販売目的以外の消費生活商品等は無償又は著しい廉価で提供し…」の「消費者を集合させ」という文言を削除することにより、該当する不当な取引行為の範囲をひろげるよう見直す。
- ・第2項イ「消費者にとって不当に過大な量の消費生活商品等の購入を内容とする契約」について、不当に長期にわたって供給される場合にも該当するよう見直す。

# 大阪府消費者保護審議会 検討経過

- 総会 H16. 8. 31 ○「大阪府消費者保護条例の改正に当たり、盛り込むべき基本的項目について」諮問
- 「条例改正検討部会」を設置して審議することに決定

部    会	回	日	議題
	1	H16. 8. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の調査審議の進め方について</li> <li>・ 消費者基本法との整合性確保について</li> </ul>
	2	H16. 9. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者基本法との整合性確保について</li> <li>・ 被害の未然防止・拡大防止のための事業者名の公表について</li> <li>・ 不当な取引行為の関する規定の整備について</li> </ul>
	3	H16. 10. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害の未然防止・拡大防止のための事業者名の公表について</li> <li>・ 条例全般について</li> <li>・ 不当な取引行為の関する規定の整備について</li> </ul>
	4	H16. 10. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例全般について</li> <li>・ 府の基準・事業者の自主基準（コンプライアンス経営）について</li> <li>・ 不当な取引行為の関する規定の整備について</li> </ul>

- 総会 H16. 11. 9 ○条例改正検討部会中間報告

部  会	回	日	議題
	5	H16. 12. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例改正検討部会報告のとりまとめについて</li> </ul>

- 総会 H17. 1. 17 ○条例改正検討部会報告